

高校生活のルールとマナー

制服および服装について

<<制服に関する規定>>

- ・服装は質素、清潔、端正で高等学校の生徒として品位を保つにふさわしいものとします。
 - ・制服は、学校指定の制服で式典時と普段時で着用します。
 - ・式典とは、入学式・卒業式・始業式・終業式・始業の会・終業の会及び特別な式典をさします。
- ★4月、11～3月は、ブレザー・ネクタイ・リボンを正しく着用します。

1 式典時と普段時の制服を下記の表で示す。

制 服	式典時		普段時
	冬季	夏季	
ブレザー	○		季節に応じた制服を着用 ※セーターのみの着用で登校することは認めない。
スラックス/スカート	○	○	
ネクタイ/リボン	○	○	
カッターシャツ長袖刺繍入り	○	○	
カッターシャツ半袖刺繍入り			
ポロシャツ長袖刺繍入り			
ポロシャツ半袖刺繍入り			
セーター刺繍入り	△		
ベスト	△		
紺ハイソックス刺繍入り	○	○	
紺ハイソックス			

△ブレザー着用で可

(注) 上記の制服に関して学校で指定されたもの以外は、着用を認めません。また、下記の事項を守ってください。

- (1) 腰パンは禁止です。
- (2) スカート丈は、膝の下から上限10cmまでとします。(フロッキーマークまたは刺繍が見えるように着用します)
- (3) 普段時のハイソックスに関しては、「刺繍入り」を強制するものではないですが、必ず紺のソックスであること。
- (4) クールビズ適用期間については、特別な場合を除き、ネクタイ・リボンの着用は任意。(5～10月)

2 頭 髪

頭髪は高校生らしく、さっぱりとした型とし、清潔におきましょう。

- ・茶髪、パーマ、エクステ等はしません。
- ・男子については前髪を眉にかからないようにし、耳が見えるようにします。
- ・女子については前髪が眉にかからないようにします。

3 履き物

通学靴 高校生らしいものとし、ファッション性の強いものや高価なものは避けましょう。
上 靴 学校指定のもの。

4 コート

落ち着いた色やデザインで、高校生にふさわしいものとします。

5 異 装

特別な事情がある場合に限り、ホームルーム担任を通じて申し出れば期限を付けて異装を認めます。

6 その他

- ・化粧はしません。また大きなピンや飾りのあるヘアアクセサリは使用しません。
- ・カラーコンタクトレンズ、ピアス等装飾品は使用しません。
- ・手袋、マフラーは、落ち着いた色のものを着用し、ファッション性の強いものは避けましょう。
- ・カーディガン、指定外のベスト及びセーターは、いずれも着用を認めません。

自転車通学について

(1) 自転車通学の申し込み方法

自転車通学を希望する生徒は、自転車通学登録カードに必要事項を記入し、ホームルーム担任に提出する。本校で自転車通学をする場合は、自転車保険への加入が必要です。また、2022年10月1日よりヘルメットの着用努力義務化に伴い、ヘルメットの着用を推奨します。

(2) 登録ステッカー

自転車通学の生徒は、本校の名前入りの登録ステッカーを、自転車の泥よけ（後輪）の目立つところに貼ること。

(3) 自転車通学者に対する規制

- ・並進運転をしない。
- ・傘差し運転をしない。
- ・ハブステップを取り付けない。
- ・二人乗り運転をしない。
- ・指定された駐輪場に錠をかけておく。（チェーンロック、二重施錠が望ましい）
- ・ブレーキ、前照灯の整備を怠らない。
- ・携帯電話を使用したり、イヤホンをつけての運転をしない。
- ・道路の左側を通行し、路側帯も「道路左端のもの」しか通行できない。
- ・その他、交通法規をしっかりと守ること。

(4) 上記(2)(3)の項目について違反した場合は、自転車での登下校を禁止することもある。

(5) 自転車通学者への奨励

○オートライト付自転車の購入

暗くなったらセンサーがキャッチ、自動的に点灯するので安全性が高い。

○両側スタンドの装着

自転車の駐輪の安全性や駐輪スペースの問題で、できる限り両側スタンドの装置をお願いします。

学校生活で気を付けること

〈校内生活〉

(1) 登校

- ・予鈴の時刻（8時25分）までに登校し、速やかに教室に入ること。本鈴の鳴り始め（8時30分）に入室していない場合は遅刻とします。
- ・登校後、放課までは校外に出ないこと。
- ・欠席、遅刻、忌引などは、Microsoft Forms を利用して行っています。別途連絡するリンク先の入力フォームに入力して送信してください。送信が難しい場合は、8時20分以降に電話で学校に連絡してください。どちらの場合も必ず保護者の方からお願いします。
- ・遅刻した場合は生徒指導室で入室許可書を得てから教室に入ってください。
- ・やむを得ず、保護者の車で送迎してもらう時は、正門、東門付近の道路では乗り降りしないでください。（正門、東門付近が混雑して危険であり、他の車も迷惑しますので厳守してください。）

(2) 礼儀・挨拶

- ・学校内では、来校者はもちろんのこと、先生、生徒を問わずお互いに礼儀正しく挨拶をかわしましょう。
- ・氏名を呼ばれたら、はっきり返事をしましょう。正しい言葉遣いを心掛けましょう。
- ・職員室等に入室する時は、身だしなみを整えた後、ノックをし、「失礼します」と声を掛け入ります。

(3) 貴重品等の管理

- ・登校したら、靴は、各クラスの靴箱の指定された場所に整頓して入れます。(高価なものは通学用に使用しないようにしましょう。)
- ・必要額以上の金銭や不要物を持ってこないようにしましょう。また、物品の貸借・贈答を控えましょう。
- ・財布・携帯電話・電子手帳などの貴重品は、個人用貴重品ロッカーに入れ施錠して、各自の責任において管理します。特に携帯電話については、朝のSHR以降、帰りのSHRまで使用を禁止しており、盗難による個人情報の流出も心配されるので、この間、必ず貴重品ロッカーに入れ、使用はしません。
- ・教科書・ノート・スリッパ・ネクタイ・リボンなどの持ち物には、すべて名前を記入し管理に留意します。特に、教科書等は紛失の原因になり、家庭学習が不十分になるので、教室に放置して帰らないようにしましょう。

(4) 公共物の扱いについて

- ・教室や校舎の美化・整頓に努め、公共物を大切に扱きましょう。特に、ガラスは壊れやすい物なので近くでふざけたり、暴れたりしないでください。なお、ガラス、壁などを破損した場合はすみやかにホームルーム担任へ申し出てください。場合によっては修理費を負担してもらうことがあります。

(5) 昼食等の購入について

- ・昼食はできるだけ弁当を持参しましょう。ただし、昼食時に校内でパンなどの食事や飲み物を購入することができます。食事は昼休みのみとし、教室でとります。飲み物は昼休みと放課後自販機で購入できます。

(6) 下校

- ・17時すぎに学校は施錠されます。放送による帰宅の指示があった場合、すみやかに下校しましょう。

〈校外生活〉

(1) 下校

- ・登校、下校の際には必要のない限り寄り道をやめましょう。暗くなってからの下校時には、できるだけ複数で人通りの多い道路を歩いて帰るようにしてください。

(2) 外出・交通マナー・娯楽施設等

- ・友達同士互いが望ましい付き合い方を心がけましょう。
- ・交通ルール・マナーを守りましょう。
- ・オートバイ・自動車については「免許をとらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」の四ない運動を守りましょう。

(3) 不良行為等・アルバイトについて

- ・放置自転車であっても、持っていたり、使用したりしません。(刑法犯 占有離脱物横領の罪に問われます。)
- ・不健全な娯楽施設には立ち入らないようにしましょう。
- ・飲酒・喫煙をしない。また、他人に危害や迷惑をかけるような言動や暴力行為をしません。
- ・補導を受けたとき、事故が生じたときは、すみやかにホームルーム担任か学校へ連絡してください。
- ・アルバイトは原則禁止です。

<<学校生活において届け出や許可を必要とする場合>>

- (1) 身分証明書をなくした時
ホームルーム担任に届けて、生徒指導室で再発行してもらいましょう。
- (2) 家庭環境などに変化のあった時
ホームルーム担任を通し、生徒指導部に連絡してください。
(生徒個人調査書の記入事項の住所・電話番号等)
- (3) 自転車通学をしようとする時
ホームルーム担任を通し、自転車通学登録カードを提出し、登録ステッカーを自転車のうしろの泥よけに貼付します。本校で自転車通学をする場合は、自転車保険への加入が必要です。また、2022年10月1日よりヘルメットの着用努力義務化に伴い、ヘルメットの着用を推奨します。
- (4) 下宿しようとする時
生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任を通し生徒指導室に願い出て、許可を得てください。
- (5) 都合により異装する時
生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、許可を得ましょう。
- (6) 金銭・物品の遺失、拾得、盗難の時
ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出てください。
(校外の場合は、最寄りの交番に届ける。)
- (7) 提示・広告・印刷物の発行や配布をしようとする時
生徒指導部に届け出て、事前に指導を受け、許可を得ましょう。
- (8) 暴行・脅迫・恐喝・押し売り等を受けた時
ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出てください。
(校外の場合は、最寄りの交番にも届けましょう。)
- (9) 交通事故の被害者・加害者になった時
ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出てください。
(校外の場合は、最寄りの交番にも届けます。)
- (10) 交通違反、その他のことで校外で指導を受けた時
本人と保護者が責任をもって、ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出てください。
- (11) 始業より終業までの間に校外に出る時
生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任か学年主任に許可を得てください。
- (12) 集金や寄付金等の行為をする時
ホームルーム担任と生徒指導部に届け出て、事前に指導を受け、許可を得てください。

<規定の改正又は廃止の手続き>

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
その際、必要に応じて、試行期間を設けて、線引き等を検討するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。